「ひとり親世帯臨時特別給付金」支給事務のイメージ
（令和２年６月分児童扶養手当受給者への基本給付（申請不要））

個人情報に係る手続き（６月）

○個人情報の取扱いに際して必要となる手続きを実施する。

児童扶養手当受給者等に関する情報の利用に当たって、各自治体の一般的な個人情報の取扱いを踏まえて必要となる手続き（個人情報の目的外の利用及び他機関への提供について当該自治体の個人情報保護審議会への諮問等の手続きを要求している場合には、当該手続き）を実施する。

周知広報／届出書の送付（６月）

○国や都道府県、市区町村が行う広報やホームページで本給付金の広報を行う。

○該当者に対し、現況届提出の案内を送付する機会を活用する等により、チラシ・届出書を送付した上で、支給の申込みを行う。

児童扶養手当受給者に本給付金の案内チラシ・受給拒否届出書等を送付する。

⇩

届出書の受付（２週間程度）

○郵送又は窓口で受給拒否届出書を受付ける。

窓口において受給拒否届出書の受付けを行う場合には、感染症拡大防止対策及びプライバシーへの配慮の徹底を図ること。

⇩

支払い（可能な限り８月末まで）

○支給決定を行った者に対し、給付金を支給する。

原則は指定口座への振込みで支給することとし、口座への振込みによる支給が困難である場合に限り、窓口にて支給を行う。

「ひとり親世帯臨時特別給付金」支給事務のイメージ
（令和２年６月分児童扶養手当受給者への追加給付（要申請））

周知広報・申請勧奨（可能な限り速やかに）

○国や都道府県、市区町村が行う広報やホームページで本給付金の広報を行う。

○該当者に対し、チラシ・申請書を送付する。

基本給付に係る受給拒否届出書と併せて送付しても差し支えないが、受給者が受給拒否届出書と給付金申請書を混同しないように注意する。

⇩

申請の受付・審査（可能な限り速やかに）

○現況届を提出する機会等を活用し、窓口で申請を受付ける。

・必要に応じて郵送により給付金の申請受付を行うことも差し支えない。
・窓口において申請受付を行う場合には、感染症拡大防止対策及びプライバシーへの配慮の徹底を図ること。

○申請書の審査を行った上で、支給決定を行う。

簡易な方法（本人による自己申告、添付書類は求めない）により確認を行った上で、支給決定を行う。

⇩

支払い（９月～）

○支給決定を行った者に対し、給付金を支給する。

原則は指定口座への振込みで支給することとし、口座への振込みによる支給が困難である場合に限り、窓口にて支給を行う。

「ひとり親世帯臨時特別給付金」支給事務のイメージ
（公的年金給付等受給者への給付（基本給付、追加給付））

個人情報に係る手続き（６月）

○個人情報の取扱いに際して必要となる手続きを実施する。

公的年金を受給する児童扶養手当受給者等に関する情報の利用に当たって、各自治体の一般的な個人情報の取扱いを踏まえて必要となる手続き（個人情報の目的外の利用及び他機関への提供について当該自治体の個人情報保護審議会への諮問等の手続きを要求している場合には、当該手続き）を実施する。

周知広報／申請書様式の送付（可能な限り速やかに）

○国や都道府県、市区町村が行う広報やホームページで本給付金の広報を行う。

○住所等を把握している該当者に対し、現況届提出の案内を送付する機会を活用する等により、可能な限り、チラシ・申請書を送付する。

・児童扶養手当受給資格者（令和２年６月分児童扶養手当受給者を除く。）に本給付金の案内チラシ・申請書を送付する。
・自治体独自のひとり親施策等の対象者（令和２年６月分児童扶養手当受給者を除く。）として住所等の情報を把握している場合には、当該情報を活用し、該当者に対して本給付金の案内チラシ・申請書を送付する。
なお、この場合には個人情報の取扱い等に留意すること。

申請の受付・審査（可能な限り速やかに）

○郵送又は窓口で申請を受付ける。

・現況届を提出する者については、現況届提出の機会を活用する等により窓口にて給付金の申請受付を行うことも差し支えない。
・基本給付及び追加給付の申請をあわせて受け付けるなど、申請者の負担軽減に配慮すること。
・窓口において申請受付を行う場合には、感染症拡大防止対策及びプライバシーへの配慮の徹底を図ること。

○申請書等の審査を行った上で、支給決定を行う。

・申請者から提出された申請書等について確認し、本給付金の支給要件に該当するかの審査を行った上で、支給決定を行う。
・追加給付に係る申請については、簡易な方法（本人による自己申告、添付書類は求めない）により確認を行った上で、支給決定を行う。

支払い（可能な限り速やかに）

○支給決定を行った者に対し、給付金を支給する。

原則は指定口座への振込みで支給することとし、口座への振込みによる支給が困難である場合に限り、窓口にて支給を行う。

「ひとり親世帯向け給付金」支給事務のイメージ
（新型コロナウイルス感染症の影響を受けた家計急変者への基本給付）

個人情報に係る手続き（６月）

○個人情報の取扱いに際して必要となる手続きを実施する。

個人情報の利用に当たって、各自治体の一般的な個人情報の取扱いを踏まえて必要となる手続き（個人情報の目的外の利用及び他機関への提供について当該自治体の個人情報保護審議会への諮問等の手続きを要求している場合には、当該手続き）を実施する。

周知広報・申請勧奨（可能な限り速やかに）

○国や都道府県、市区町村が行う広報やホームページで本給付金の広報を行う。

自治体独自のひとり親施策等の対象者として把握できる情報を活用する等により、積極的に本給付金について周知を行う。
なお、この場合には個人情報の取扱い等に留意すること。

⇩

申請の受付・審査（可能な限り速やかに）

○郵送又は窓口で申請を受付ける。

窓口において申請受付を行う場合には、感染症拡大防止対策及びプライバシーへの配慮の徹底を図ること。

○申請書等の審査を行った上で、支給決定を行う。

申請者から提出された申請書等について確認し、本給付金の支給要件に該当するかの審査を行った上で、支給決定を行う。

⇩

支払い（可能な限り速やかに）

○支給決定を行った者に対し、給付金を支給する。

原則は指定口座への振込みで支給することとし、口座への振込みによる支給が困難である場合に限り、窓口にて支給を行う。